

# 千葉県生涯学習審議会 第1回子どもの読書活動推進部会議事録

令和6年3月26日(火)  
午後1時30分～午後2時30分  
千葉県教育会館 別館3F会議室  
対面及びオンライン

## 出席委員(敬称略)

乾 喜一郎 内田 淳一 加藤 由美子 國見 亜姫 堀野 仁美

## 出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	古谷野 久美子
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	佐久間 守一
社会教育振興室 社会教育班長	市原 貴雄
同 主査	大澤 幸展
同 副主査	水野 敬一朗

## 1 開 会

## 2 課長あいさつ

## 3 部会長等の選出

## 4 部会長あいさつ

## 5 議 事

### (1) 計画策定までのスケジュール(案)について

議 長 初めに議事の(1)、計画策定までのスケジュール案について、事務局から説明をお願いする。

事 務 局 計画策定までのスケジュールについて、説明させていただく。資料1を御覧いただきたい。

まず、本で行われている第1回部会の後、4月中に事務局で骨子(案)を作成させていただく。委員の皆さまには、年度初めの大変お忙しい中、恐縮であるが、次回6月に予定して

いる第2回の部会までに目を通していただき、事前に御意見を頂戴したいと考えている。

第2回部会では、皆様からあらかじめいただいた御意見を反映した形の骨子(案)について御審議いただきたい。また、現計画の成果と課題について、評価指標データを御確認いただき、関係者からのヒアリングも踏まえて御議論いただきたいと考えている。さらに、次期計画策定にあたっては、子どもの意見聴取をインタビュー形式とアンケート調査形式の両方で行いたいと考えているが、第2回部会では、このうちのインタビュー調査の内容について御意見を頂戴したい。

続いて、第3回部会では、インタビュー調査や第2回部会までにいただいた御意見等を踏まえ、庁内検討委員会で検討した素案を提示する。また、子どもの意見聴取のうち、アンケート調査の内容について、御意見を頂戴できればと思う。なお、第3回部会で御審議いただいた素案については、その後の生涯学習審議会に報告する形で進めていきたい。

次の第4回部会では、子どもへのアンケート調査の結果や素案に係る関係機関への意見聴取結果などを踏まえ、計画原案について御審議いただきたいと考えている。

その後、計画原案について生涯学習審議会で報告を行い、来年の1月頃にパブリックコメントを実施する予定としている。パブリックコメントの結果、修正等の必要性を確認し、最終的には、3月の教育委員会会議に付議し、第5次計画の策定、公表というスケジュールを考えている。

説明は以上である。よろしく願います。

議 長 今の説明について、質問や御意見等があれば頂戴したい。いかがか。

(異議なし)

議 長 生涯学習審議会運営規則第3条に、「部会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる」とある。第2回部会で、骨子(案)の検討及び成果と課題についての検討を行うにあたり、関係者に出席を求めることができるが、それでよろしいか。

(異議なし)

議 長 事務局から出席を求める関係者について案があれば、説明をお願いする。

事 務 局 第4次計画の期間の成果と課題の検証に際して、これまで、子どもたちの発達段階に応じた取り組みを推進しており、幼児教育関係者、小・中・高校の学校図書館関係者、特別支援教育関係者について、それぞれの関係機関等から、それぞれ1名ずつ適任者を推薦していただくことを事務局として提案させていただく。

説明は以上である。よろしく願います。

議 長 御質問や他にこういう方に話を聞いたほうが良いといった御意見等があれば頂戴したい。

委 員 それぞれどのようなお話を聞いていくのかというのは、どのように決まっていく形になるのか。

事 務 局 こちらの候補の方々には第2回の部会の方に御出席いただき、委員の皆様から、気になる部分について、それぞれのお立場から御意見を伺っていただきたいと考えている。

委 員 今回の第五次計画の骨子案のお話をまだ聞いていないので、意見を出すのは難しいと思う。これまでの自分の経験や知見をもとに話すことはできるが、今の段階で足りているのか足りていないのか、どのようなお話を聞いていくのかというのが、イメージができない。このあたりは引き続き、どのようなお話を聞いていくのかというところを決めて議論・検討していくということであれば、一旦、どのようなお話が出たとしても、御対応いただけるものと考え、仮置きをするといった形の方がふさわしいと思うが、いかがか。

議 長 骨子案は、まだなかなか見えない中で、少し難しいかなということだが、骨子（案）は事前に送付ということだったが大体いつごろか。

事 務 局 4月中には遅くとも送りたいと思っている。事務局で作成次第、送付させていただき、御意見いただきたいと思う。もし骨子（案）を見ないということであれば、骨子（案）を見た上で、また追加で関係者と検討するということがよいと思っている。

委 員 今回、どのようなポイントに力点を置いて第五次計画作っていくのか。現在のスコープの中であれば、どのような方々がふさわしいと想定されているということだが、もし、今後検討していくにあたって、このポイントを聴くのなら、他のこのような方々が必要であるといったことも検討の可能性はある。

事 務 局 それでは骨子案を送らせていただいた時にまた御意見いただくので、その際に協力者としてこのような視点も必要じゃないかといった御意見があれば、併せて送っていただきたい。それを踏まえて検討させていただく。

委 員 それぞれの方にどのような話を聞きたいのかということについても、骨子案のところで合わせて、事務局案があれば検討しやすいと思う。

事 務 局 送付の際にそのような形で気をつけて送りたいと思う。よろしく願います。

委員 今回、デジタルの話や特別な配慮が必要な児童生徒のことがあるので、これまでとは異なるヒアリングが必要になる可能性もあるかもしれない。

事務局 承知した。

議長 協力員がわりと学校教育に寄っているという感じがする。先ほどの骨子案が来てからの話になるが、例えば図書館の御専門の方が委員の中にもいるので、学校教育寄りに選んだのだらうと思う。その点はいかがか。

事務局 部会の委員の皆様にも図書館の専門家の方がいるということで、それを補う形で、学校教育から選んだ。先ほど御説明した通り、一応発達段階に応じてということで、幼から小中高と段階を追って、関係者を招聘しようと事務局で考えているところである。

委員 そういう意味では、幼でスタートしてしまっている。この手前というのは、可能性はあるか。児童館であったりとか、或いは保育段階。ベビーシッター的な方であったりとか、その可能性はあるのか。もう1点は、学校の方々に大丈夫な可能性は高いとは思いますが、今この段階で想定できるものとすれば、日本語が母語ではない方々の現状であったりとか、アクセスの度合いであったりとか、伺う必要が出てくる。それが各学校の方々に足りるのか。学校図書館の方でいいのかそれとも、これも別の立場の方がよいのか。この段階で想像はつくのかなと思う。

議長 よくそのあたりを加味しながら、協力員を選ぶときに、委員が言ったような視点も取り入れながらやっていただけるとありがたい。

事務局 承知した。そのあたりも例えば、実際推薦していただく際に、どういった知見をお持ちの方なのかというような情報もいただいた上で推薦していただければと思う。

委員 協力員の選出の関係でお聞きしたい。特別支援教育関係者が協力員として入っているが、国の計画には、読みに苦手のある等の子供たちへの読書支援のようなことも入っている。特別支援はかなり幅広く、知的障害であったり、視覚障害であったり、いろいろな幅広さがある。それぞれに合った読書支援というものがこの計画の中で求められてくると思う。特別支援というくくりの中で、複数の方に入っていただければ、より良い知見を得られるのではないかと思う。

事務局 そういう視点も含めて、人選の方については検討を進めて参りたい。

委員 関係者からのヒアリングは、第2回のみとなっているが、第3回のところについても、必要があればヒアリングをという記載がよいと思う。

事務局 問題なくできるので対応する。

議長 それでは他にないようなので、事務局のスケジュール案に従って、計画の策定及び協力員の選定を進めていただきたいと思います。

## (2) その他

議長 その他として、事務局から何か他にあるか。

事務局 それでは事務局の方から、国の第五次計画について、委員の皆様にご説明します。  
今後、県の第五次計画を策定するにあたって、子供の読書活動の推進に関する法律第9条に、都道府県は、子供読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとあることから、第五次計画を基本として策定していくこととなる。

第2回の部会では、骨子案のご検討をお願いすることになるが、事前に国の第五次計画の概要について説明する。

資料2の1ページ目をご覧ください。

子供の読書活動の現状については、国の第四次計画では、令和4年度末までに不読率を小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下を目標としていたが、学校読書調査によれば、現状では、小学校、小学生、6.4%。中学生18.6%。高校生51.1%となっている。その原因として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置をとられたことや、各学校の臨時休業や図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性が指摘されている。

一方で、1ヶ月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも増加している。

2ページ目をご覧ください。

子供の読書活動は、急激に変化する時代において必要とされる資質能力を育む上で、読解力や創造力、思考力、表現力等を養うためにも不可欠であり、全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう、基本的方針として、不読率の低減、多様な子供たちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境整備、子供の視点に立った読書活動の推進の4つを挙げている。そのために、学校図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化に努めるとともに、都道府県レベルでは、県立図書館を活用した市町村への支援や、高等学校、私立学校等を所管する立場から、読書活動の推進等の関連施策を実施することなどが求められている。

続いて3ページ目をご覧ください。

具体的な推進方針として、連携協力、人材育成、普及啓発、発達段階に応じた取組、子供の読書への関心を高める取組の5点が共通事項として挙げられている。

また家庭では、学校教育支援の一環として位置付け、家庭での読書活動の習慣化の推進に取り組むこととしている。

続いて、4ページをご覧ください。

地域や学校等では、基本の方針である、多様な子供たちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子供の視点を意識した取り組みを促進することとしている。

国の第五次計画の概要としては、以上となる。今後この計画を基本として、県の第5次計画の骨子案を作成し、委員の皆様にお示ししたいと考えている。

説明は以上である。

議長 　　　　では委員から御質問等あればお願いしたい。

委員 　　　　国の計画の方を伺った。こちらをベースに、今度は県の場合はどうかということを考えていく形になると思うが、現時点でわかっている千葉県の現状、課題があれば、今伺う。

事務局 　　　　今は資料等ないので、骨子案とともにお示しする。

議長 　　　　情報提供は一緒にやっていけばよい。

事務局 　　　　今の件だが、数字が最新のものがなくて、中間評価の段階で、やはり千葉県でも不読率の低減が、なかなか厳しい状況だというのは、国と共通したところである。

国の方の2ページ目にあるが、子どもの読書活動の推進体制等ということで第3章の方で、国の目標ということで100%町村80%以上。市は97%が策定されているが、一方町村の方は47%ということで、やはり小さい市町が厳しい現状である。

町はその計画策定に係るマンパワーがないというところがあり、やはりそこは国の方も80%以上ということで、千葉県はそれに比べると低い状況だと考えられる。

それとは別に、国の方には数字はないが、県では学校図書館の整備の方はある程度進んできていると考えており、学校図書館の整備指標を自己点検するような仕組みを持っているので、そこで優秀図書館や優良図書館の認定をしている。

優良図書館の数は順調に増えてきている状況である。やはり不読率の低減が、実際に何をすればというところが国の方でも示せてはいないと思うが、地道にやるべきものなので、御意見いただきながら進めていきたい。

委員 　　　　今、町村部の話があったが、実際本と接する機会というのは、例えば県南で町内、市内に行っても本屋さんがない地域では少なくなってしまうような状況があるだろう。1つにはその平準化を中心に考える方向性がある。あるいは、都市部での中学生、高校生における課題に取り組む方向性など、それぞれポイントを定めていく必要があるだろう。骨子案作成の際には、ターゲットと課題、それに対する施策の方針という組み合わせ

を意識いただければと思う。

議 長 事務局いかがか。

事 務 局 今御指摘いただいたことは重要なことであるので、千葉県の記事を改めて整理する。その記事を踏まえて、ここを改善するためにこうするという作りで進める。

委 員 基本的に第五次の計画は国の計画をベースに作られると思う。おそらく、それぞれの都道府県、市町村で、国の記事とは違う記事を持っていると思うが、千葉県としての記事として把握しているものはあるか。

事 務 局 千葉県独自記事かどうか、中間評価で少し数字的に悪かったのは、ボランティアとか、他機関との連携というところである。例えば学校図書館と公立図書館との連携の取り組みや、図書館ボランティアの活動などが数字的にあまり伸びていなかった。コロナもあったかと思うが、少し下がるような場面があったので、子供の読書活動推進のしていくために、やはり学校図書館と、公立図書館連携とかいうところは、大きな記事と思っている。

議 長 他に学校現場で何かあるか。

委 員 やはりそのボランティアとの繋がりというのは、コロナの間で大分もう一度切れてしまっているというのが現状である。またそれを再依頼する際に、やはり 1 度その何年か途切れてしまったものを、また結びつけるというところが、なかなか人集めというところでは大きな記事だと感じている。ただ、逆に市の図書館との連携については、本のお願いをすると届けていただくというところは、引き続きやっていただいているので、関係機関との連携というところの方が、逆に今は少し強化されつつあると感じている。

委 員 国の基本方針の中にも、デジタル社会に対応した読者環境の整備があると思うが、やはりタブレットのところ、本校でもタブレットを使って読書をする子供も、やはり増えている。今後策定していく中で、デジタルとの関連性というところは、この先、避けられないところだと思う。特に県立高校の場合は、今年、来年度入学する高校生は、タブレットを 1 人 1 台ずつ、所持すると聞いているので、特に高校生の不読率が高い中で、そのあたりとの関連について、県としてどのように方針を定めていくかというところは、1 つ気になるところであるので、骨子案の中で、現状と併せてご説明いただきたい。

議 長 デジタルの取り組みは避けて通れない。骨子案について何か事務局であるか。

事 務 局 不読率の話になるが、この不読率は全国学校図書館協議会の数字を使っているが、県は、全国の学力テストの時のアンケート調査の結果を使っている。

その中で、昨年、令和4年度までは本を1ヶ月読まない、学校以外で本を読むことがあるかという質問だが、令和4年度までは、そこに電子書籍について、入るとも入らないとも明記されてなかった。令和5年度の全国学テの方でも、電子書籍含むというような表記になったというところである。

今年度の結果を聞いたところ、中学生では3%ぐらい不読率が下がるという数字になったようだが、影響はあると考えている。やはり、読書の形態は様々な形態があるので、調査するにあたっては電子書籍を含むというような形での数字で確認をしていきたいと思う。

委員 先ほどの町村部の話ということで、デジタルを使えるというのは、かなり大きなアドバンテージがある。そうであれば、各接点にある学校教育の現場で、どのようにアクセスしていくかというのは重要な観点になる。

議長 電子ブックみたいな貸し出しもある。

委員 電子図書館という形になる。民間の電子図書館のデータを使えるようにして、利用者がアクセスして借りるという形になる。特に高校生を始めとして、中学校ぐらいから部活動や塾等でかなり忙しくなる。一旦読書から離れてしまう状況が生まれている。電子図書館は乖離を防ぐ一つの手立てとなる。しかし、すべての市町村で導入できるかとなると、財政的な問題もある。

議長 人、高校生等ヒントになる。ぜひ骨子案でその辺も触れていただけるとよい。

委員 骨子案の段階で調べていただきたい。1点目は、これは私が以前参加していた、地元の学習活動推進会議で振り替える中で出てきたことである。コロナウイルスの感染拡大の影響で、朝読書の時間が圧倒的に少なくなってしまった。情報の時間に変えてしまったりとか、別の会議で終わってしまう場合もあった。小中高とともにそれを、千葉の場合どうだったか伺いたい。

もう1つは学校図書館について、先ほど非常に充実しているという話があった。その中で、実質振り返ってみてどうか。学校司書の方がどれぐらいいるのか、常勤ではない場合が多いと思うが、週に何回来るのか、その比率がどれぐらいなのか。そもそも学校図書館がどれぐらいの比率で開いているのか。開館が曜日指定になっている学校が多い可能性もある。

議長 これは課題が見えてくると考えられるので、進めていきたい。

事務局 その辺りも、可能な限り数字で示していく。



議 長 案の中で、いろいろご意見を伺うということで、よろしいと思う。以上で本日の議事議事を終了し、議長の任を解かせていただく。

6 諸連絡

7 閉 会